

## 埋蔵文化財発掘の届出等の提出にあたって

### □ ◎御準備いただくもの

- (1) 埋蔵文化財発掘の届出：正副2部
- (2) 試掘調査依頼書・承諾書・誓約書：1部（試掘調査が必要な場合）
- (3) 添付図面（A4サイズ）：2部あるいは3部
  - ・案内図（土地の位置や道順がわかるもの）
  - ・公図の写し（土地の地番がわかり、その範囲を明記したもの）
  - ・配置図（建物等の位置がわかるもの）
  - ・平面図（土木工事等の設計図面）
  - ・断面図／立面図／矩計図（設計図面で、地表下への掘削内容がわかるもの）



☞ いずれも(3)添付図面一式を添付してください

### □ ◎御提出にあたって

- (1) 提出期限  
新築工事・建替え工事等の本体工事着工の60日前まで  
※ ただし、書類の準備ができ次第、速やかに御提出ください。  
※ 新築工事・建替え工事等に「解体工事」は含みません。しかし、  
解体工事中、基礎を除去する段階で、職員の立会いを希望しますので、御  
協力をお願いします。
- (2) 試掘調査の条件  
試掘調査は更地の状態で行います。既存建物やアスファルト敷き、物置小屋等があると試掘できません。事前に必ず撤去してください。  
また、試掘調査後は原状回復に努めますが、土地の形状の変化等について、  
新座市教育委員会は一切の責を負わないことを承諾ください。
- (3) 近隣への周知  
市では、試掘調査に先立って近隣住民への周知・挨拶は行いません。必要な場合は、試掘調査依頼者あるいは代理人等が行ってください。